

**平成 28 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)
1 対 1 対談 (木曾岬町) 会議録**

1. 対談時間

平成 28 年 11 月 22 日 (火) 11 時 00 分～12 時 00 分

2. 対談場所

木曾岬町役場 4 階 防災多目的室
(桑名郡 木曾岬町 大字西対海地 251 番地)

3. 対談市町名

木曾岬町 (木曾岬町長 加藤 隆)

4. 対談項目

- (1) 木曾岬干拓地の事業推進について
- (2) 鍋田川右岸堤防耐震補強工事について
- (3) 地域における農業農村振興施策について

5. 会議録

(1) あいさつ

知 事

加藤町長、それから木曾岬町の皆さんにおかれましては、新庁舎に移転して業務を開始した翌日と大変お忙しい中で、この 1 対 1 対談のお時間をいただき、本当にありがとうございます。

11 月 28 日には全国知事会があつて、その際に総理を迎えての懇談会があります。私は、知事会の危機管理・防災特別委員長を務めているものですから、そこで緊急防災・減災事業債の延長について要望を行います。まさにこの庁舎の半分が、その緊急防災・減災事業債を活用しているとお聞きして、こんな重要な施設を建てられる財源なんだということで、しっかり要望しなくてはと改めて思ったところです。

また、先ほど、いろいろと庁舎を見せていただきましたが、常時災害対策本部ができる場所だとか、個別受信機に向けて防災行政無線を発信できる設備など、非常に充実していますし、また、避難階段や物見の塔という、これまで木曾岬町の皆さんが経験してきた知恵が満載のすばらしい施設だなと改めて思いました。ぜひ、このすばらしいハードが生きるソフト、あるいはそれ以外のさまざまな対策を、県としても連携して取り組んでいきたいと思えます。

それから、きょうトマトをご用意いただいておりますが、サミットでも木曾岬のトマトを使わせていただくなど、本当にご協力をいただいたこと

にも改めて感謝いたします。

本日は「いい夫婦の日」で、先ほど新庁舎での婚姻届第1号の夫婦の方にお祝いをさせていただきました。こういうすばらしい庁舎ができたことを機に、この木曾岬で若い人たちが定着していける、そんな環境づくりにも連携していきたいと改めて感じました。

本日は限られた時間となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

木曾岬町長

改めまして、本日は公務でお忙しい中、こうして私ども木曾岬町にご来庁いただき1対1対談というこういう形でお時間をいただき、本当にありがとうございます。

また、先ほどは新庁舎のそれぞれの機能をご覧いただいたわけですが、県におかれましても、私ども木曾岬町に財政面から多大なご支援をいただきました。

また、国との調整でも色々ご指導いただきまして、先ほどお話もありましたが国の防災・減災事業の採択をいただくことができました。大きなご支援をいただくことができ、本当に感謝の念でいっぱいです。

限られた時間ですので、早速、私どものほうからの意見交換の時間に移りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2) 対談

1 木曾岬干拓地の事業推進について

木曾岬町長

3つの項目について、本日はお話をさせていただけたらと思っておりますが、まず第1は木曾岬干拓地のことです。特に、長年放置されていた中でメガソーラー事業が供用になったということは、私どもとしても非常にありがたいことだと思っております。また、木曾岬メガソーラー株式会社さん、丸紅さんには、地域貢献ということで、町内にあります防犯灯をLED化しようとして取り組んでいただいております。

そのようなことで、メガソーラーを一つのきっかけに、私どもとしては町内に向けていろんなご支援をいただいております、本当にありがたく思っております。

メガソーラーそして「わんぱく原っぱ」のほうも供用いたしました。したがって私ども木曾岬町としては、本格的な土地利用に期待を強くしておるところで、ご案内のように鍋田埠頭も供用され、そして木曾岬干拓から国道23号線までの県道バイパスも開通いたしましたので、木曾岬干拓

に本格的な企業誘致、これをぜひお願いしたいと思っています。

つきましては、かねてから申し上げています道路のアクセスもしっかりとお願いします。

もう一つは、環境アセスについて計画ができているはずですが諸般の事情があって少し時間がかかっているようです。当初の予定どおりアセスも粛々と進めていただいて、そして次なる土地利用に向けて進めていただきたいと思います。特に検討協議会そのものもしばらく開かれていませんので、そのあたりも含めて、知事のお考えをお聞きしたいと思っております。

知 事

ありがとうございます。まず企業誘致の関係は、北側の都市的土地利用について平成 30 年度で公的利用が終了しますので、引き続き企業誘致を積極的に進めていきたいと思えます。

普段は企業誘致を進める際には、区割を示して何ヘクタールの土地が必要かというようなことを申し上げるのですが、この木曾岬干拓地の場合は区割をあらかじめ設定するというより、オーダーメイドで、その企業の需要やニーズに柔軟に合わせる企業誘致という形で、普段の企業誘致とは少し手法を変えて少しでも来ていただく企業のインセンティブが高まるように進めています。

引き続き候補として適切な業種などを中心としながら、新たな業種の可能性も含めてしっかり企業を訪問して、30 年度という公的利用の終了が迫ってきていますので、関係部局とも情報を共有してしっかり取り組んでいきたいと思えます。

今年、平成 28 年の 1 月から 6 月の経済産業省の工場立地動向調査における企業誘致の指標で三重県がトップ 10 に入り、また最近でもいろんな誘致が進んできていますので、こういう機運を逃さずこの木曾岬についてもしっかり進めていきたいと思えます。

それからアクセス道路のことは、先般も愛知県と意見交換をして愛知県と名古屋港管理組合にこちらからの要望を伝えました。これは担当課長レベルでしたがもう少しレベルを上げてより強い要望をしていかないといけないですし、どういうふうにしていくかを改めて検討するよう担当部長に指示をしております。これまで続けてきたことを更にレベルを上げて少しでも要望に近づけていけるようにと思えます。

愛知県や名古屋港管理組合のお考えもありますが、しっかり木曾岬町の思いを受けて共に連携して色んな形で要望していきたいと思えます。

それから環境アセスについては慎重な意見も出ていますが、とにかく慎重にということでは放置するのではなく、どういう状況になったら、あ

るいはどういうタイミングになったら進めていくというコンセンサスとか基準というか、条件づくりはしていかないと、ただ単に先に延ばしてしまうようではいけないと思います。

その点も、どういうことが整ったら進むようにするとか、どういうふうなコンセンサスが取れたら進むようにするとか、そういう条件というか、そういうのをきっちり決めようということで、担当の部に、まずどういうことがあり得るのかというのを検討するように指示をしたところです。そういう中で木曾岬町さんのご意見を伺いながら少しずつでも進めていけるようにと思います。

木曾岬町長

ありがとうございます。土地利用の検討委員会もありますが、この委員会も開けておりません。そのあたり、道路のことも含めて具体的な取組を早くお願いしたいと思っております。

2 鍋田川右岸堤防耐震補強工事について

木曾岬町長

2点目は鍋田川右岸堤防の耐震補強工事ですが、鍋田川流域の整備計画について、昨年なかなか厳しい状況の中で知事に直接お願いさせていただき、計画の中に右岸堤防の耐震工事・整備を進めると明記していただきました。本当に心強い思いです。ありがとうございました。

つきましては、この平成28年度に調査設計という形で取り組んでいただけるということで非常に私どもも期待しておりますが、28年度以降も含めて途切れることのない形で着実に進めていただきたいと思います。このあたりの点について知事にお伺いをしたいと思います。

知 事

ありがとうございます。鍋田川の右岸堤防の耐震補強工事につきましては、木曾川本川の左岸堤防の耐震対策と併せて一体的な効果を発現させることが必要であると考えておりますので、平成29年度に工事に着手する方針です。

県議会からもご指導いただいて、河川整備計画を平成28年7月に策定しました。早期に事業着手をするということを目的に策定させていただきました。

この河川整備計画に基づく耐震詳細設計を完了のうえ、平成29年度に対策工事に着手する予定ですので、ぜひ木曾岬町のご協力をよろしくお願

したいと思います。

この海拔ゼロメートル地帯の防災について国といろいろ議論する際に、この鍋田川の話や全国防災で木曾三川について色々とやっていただいていることをよくお話ししますので、我々としても重要な事業だと認識しております。

木曾岬町長

ありがとうございます。平成 29 年度に着手するという事で本当に心強くいたしました。

隣の長島海岸や桑名の城南海岸は既に県のほうで進めていただいております、愛知県側も境界まで来ていますので、ぜひ早くお願いしたいと思います。これについては、本日、傍聴に来ていただいておりますが、県議会においても大変お世話になりありがとうございました。

3 地域における農業農村振興施策について

木曾岬町長

3 点目の農業農村振興ですが、先ほども庁舎を見学いただいているときに物見の塔から見ていただきながら少しふれたとおり、やはり農業農村の問題を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

そこで、中間管理事業で農地の集約、あるいは集積に私どもも一生懸命取り組んでいるところです。特に農地の集積を図ってその担い手にスケールメリットを生かした農業を頑張っていただくということですが、スタートした昨年からは 28 年度になって、国はもう 2 年目にして変わってきました。これは、おそらく財務省の意向もあったのかと感じていますが、これでは農家の人たち、あるいは担い手の人たちが「よし、わかった。やろう。」となっても 5 年先、10 年先にどうなるかわからない。

また、TPP もそうでしょう。コメの流通も農産物も先行きどうなるかわからない。こうした中では担い手の人たちは一生懸命やろうと思っても、やはり限界があり不安も残ります。

私も先週、農林水産省に出向いたのですが、知事もそういった思いが強いのではないかと感じております。農家の人たちが未来に向けて自信を持って取り組めるような方向性を国が早く示していただかないと、私どもとしてはもう待ったなしの状況です。

特に農地は、このまま放棄されたら大変なことになります。

私は、やはり地域の農村のコミュニティをしっかりとつないでいるのは

農地だと思っています。ただ単に生産基盤の役割だけじゃないと思います。農地が放棄されてしまうようなことになっては、もうコミュニティが保てないというようなこともありますので、そのあたりを知事からも国へ積極的な働きかけをお願いしたいと思っています。

知 事

今、仰っていただいたように、農地に限らず農政が結構くるくる猫の目のように変わるということで、どうなっていくのか見通しを立てにくい状況もあります。

農業というものは、今日いわれて3カ月後に変えられるものではなく、少なくとも年間の周期で回って、それが何年もという周期で回っていくわけですから、変えていかなければならないところは変えていかなければならないけれども、我々も農林水産省などと議論する度に、農家の皆さんが不安を持たないような丁寧な説明をぜひよろしくお願いしたいということをお願いしています。

農地中間管理事業につきましては、木曾岬町が本当に頑張っていたいておりまして、平成27年度の農地集積率が前年度を約10ポイント上回る約44%と大幅に集積を進めていただきました。これは、県平均の33.5%を大きく上回っています。

まさに町長が仰ったような、農地が大事で担い手が中心になるケースもあるだろうし、その人を核としていろんな人がしっかりつながっていくというような形で、町長の強い思いが表れたのかなと思っています。

それから我々県としては、「人・農地プラン」を中心に、その担い手の皆さんが将来どういう農地利用をしていこうかという計画づくりをお手伝いさせていただいております。そういう農地集積の拡大とともに、どういうことに取り組むかという「人・農地プラン」により、皆で将来を描いていくサポートをしっかりさせていただきたいと思います。

いずれにしても今申し上げましたとおり、農地の集積については、木曾岬町の皆さんが積極的に耕作放棄地にならないように使っていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。また、引き続きそういう方向でご尽力を賜ればと思います。

木曾岬町長

ありがとうございます。スケールメリットを生かして海外の農産物との競争力を付けていくために、担い手の人たちも一生懸命頑張ってくださいますが、やはりその基盤となる農地の整備、これをしっかりと将来に向けて大規模に進める必要があると思います。これにはあまり時間の余

裕はありません。

今の農地は、昭和 30 年代から 40 年代の農業基本法ができてからのコメが 1 俵 2 万何千円という時代の区画整理だと思っています。ですから、今 1 万円を切って 5 千円から 8 千円という時代には更に大きな区画での基盤整備が必要であり、担い手の人たちと行政、農協が一体となってやっていく必要があると思っています。

木曾岬町内でも、非常に大規模で優秀な、今年の NHK 日本農業賞を受賞された農家もあります。彼らの考えは前から聞いていますが「やはりそれだけの基盤整備をしっかりとしてもらわないと、農家には、いくら頑張ってもできない。限界がある」ということです。

県庁から基盤整備に関わる方々もおそろいですが、以前からお話させていただいているので私の思いは伝わっていると思います。知事もそのあたりのことを全国知事会などのいろんな場で熱心にご発言いただいておりますが、ぜひ、それに見合った基盤整備をしっかりとお願いしたいと、その点をひとつお願いします。

知 事

基盤整備については、防災の観点もありますが、県内の排水機場なども含めて老朽化が極めて進行している状況にあり、農地、地面はもとより、排水機場やため池など農業の基盤といわれるものを計画的に整備していかなければならないことから、今までなかった「三重県農業農村整備計画」を策定しました。

一方で、財政も厳しい中ですので農林水産省などにも要望に行ってきました。排水機場の改修等に係る国庫補助率は、大規模な排水機場やため池、また中規模のもの、あるいは、中山間地にある小規模のものについては、国の負担割合が 55% ですが、通常は 50% と低くなっています。それですと地元負担が大きくなってしまいますので、例えばこういう海拔 0 メートル地帯や南海トラフなどで浸水する可能性があるところだけでも、大規模なものや中規模のもの、中山間地の小規模なものと同様に 55% に国庫補助率を嵩上げて地元負担を減らし、排水機場やため池の改修をできるようにしてくださいという要望をさせていただきました。

そういう形での基盤整備が進んでいくような国への要望や、県としての計画づくりをしっかりと進めていきたいと思っています。

なお、排水機場については、現在、木曾岬町内の 8 カ所で稼働していますが、計画的に更新、改修を進めており、今年度を実施している 2 カ所のうち、源緑排水機場は今年度内に完了する予定です。

いずれにしても、その基盤整備、農業のための基盤整備、それから老朽

化対策、防災機能向上への取組をしっかりと進めていきたいと思いを。

木曾岬町長

私も、先週、町の担当課長と農林水産省へ行ってきました。いろんな勉強をさせていただいたので、また県とも一緒に情報を共有しながら取り組んでいきたいと思いを。

その農地の関係になりますが、木曾岬町だけとは限りませんが、最近、農地の生産性が低くなった、そして、地価も下がってきたというようなことから農家は農地そのものを守る、あるいは管理することに非常に苦労してみえます。

そんな中で、農地転用あるいは一時転用というものが急速に増えてきています。

特に、私どもは名古屋港とか貨物コンテナ埠頭に隣接しており、その業界からみれば非常に魅力のある場所であることから、この数年、車の解体や廃車、中古車置き場、そういったものが増えてきています。私どもからみればゴミのようにも見えるのですが、商品を仕入れて、その仕入れた商品を野積み山積みしている業者もあり、そういった業者が農地の転用を図っていくこともあります。

もう一つは、一時転用についてですが、営農型の太陽光発電事業があります。私は、これはいかななものかと最初から思っています。申請内容・計画が整っていれば許可をしなければいけないという立場に立っていましたが、よくよく勉強してみると、農地法や農振法の精神からいくと、どうもこれは抜け道がつくってあるようにしか私には見えません。特に申請者の自主申告に頼る部分があり、おかしいだろうとも思っています。

それはともかく、私は、こういった営農型の発電事業は全くナンセンスだと思っています。農地を、しかも全体じゃなくてメガソーラーの架台の基礎の部分だけ一時転用するもので、あとの部分では営農するわけです。これでは、営農の効率もなく、もちろん品質も収量も落ちるでしょう。発電事業についても効率は悪いと思いを。

本来、一時転用というものは必要がなくなったら、あるいは暫定的に使ったけれども、その用件がなくなったら、農地に戻して営農していくというものでしょう。ところが、今進んでいるこうした一時転用の事業者は、将来、まず農地に戻さないでしょう。営農なんて考えてないでしょう。だったら、ここははっきりと住み分けするような方向に変えたほうが営農者も、あるいは、そういった新しい事業に取り組もうとされる方たちにも効果が生まれてくることでしょう。

私は、どうも今の法をくぐるだけのことであって、こうした一時転用が

公害や環境面、更には地域のコミュニティが崩れてしまうことにもつながってしまうのではないかと危惧しています。

こういった面から、農地のこれからの一時転用や農地転用の考え方について、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

知 事

ありがとうございます。まず廃棄物関係については、廃棄物対策として監視や指導にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

そのうえで、優良農地を確保するということと、非農業の土地利用についても計画的なものについては、両方できるようにしていくということが基本的な農地法の精神であり、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的や投機目的での農地取得は認めないという精神です。

ですので、我々が農地法の権限移譲の議論をしているときにも、そういう投機的なことまで認めて欲しいと言っているのでは全くなく、むしろ今申し上げた農地法の精神をしっかり守ったうえで、総合的なまちづくりを市町村ができるようにしていこうという議論であり、投機的な目的で農地が利用されるというようなことは決してあってはならないと私たちも思っています。

そこで、営農型の発電施設についてですが、これまでずっとグレーな形で物事が進んできて全国的にそういう利用実態があまりに多くなってきたために、農林水産省が急遽、通知を出してそのルールを明確化するという形で現在に至っていると認識しています。

基本的には、農地法の精神に基づかない営農型発電施設は、農水省が出してきた通知に基づいても認められないと思っていますが、今のルールで3年以内が許可の期間となっており、その更新には営農型発電設備の下の部分で営農が適切に継続されていることが前提条件となりますので、我々としては、その更新にあたって営農が適切に継続されているかしっかり見て、継続的な指導を農業委員会の皆さんと緊密に連携して行っていこうと思います。基本的には、農地法の精神の中で進めていくことだと思っています。

木曾岬町長

ありがとうございます。やはり私は、農地は生産の基盤だけでなく防災面や特に地域コミュニティにも貢献しており、集落に農地があるからそれが絆となってコミュニティが保たれていると思っています。これが途切れてしまったら、もう自治も何もなくなってしまいます。

だから、これは一農家の問題ではなく、行政としても非常に大きな問題

だと捉えております。農地のことについては知事も一生懸命頑張っていた
だいておりますので、ぜひ私どもの思いを反映していただきたいと思いま
す。

本日は、本当にありがとうございました。

(3) 閉 会

知 事

加藤町長、ありがとうございました。また、傍聴にお越しいただいた皆
さんも、ありがとうございました。

改めてですが、本当にこの庁舎は、皆さんの思いの詰まった、知恵の詰
まった、そういう庁舎だと感じました。我々も、皆さんの危機感と知恵か
ら生まれた、こういう庁舎を生かしていける防災対策にしっかり連携して
取り組んでいきたいと思ひますし、我々からも情報発信をしっかり行って
いきたいと思ひます。

それから、本日、提言いただきましたようなところについては、木曾岬
町とも連携して、また、国にも色々と要請をしながら進めていきたいと思
ひますので、よろしくお願ひします。